

平成 28 年 8 月 23 日

お客様各位

石巻信用金庫

「受動喫煙防止宣言施設」の登録について

石巻信用金庫は、全店一丸となり「建物内全面禁煙」に取り組んで参りました。そしてこの度、宮城県より、受動喫煙防止対策を講じている施設・事業所として、「受動喫煙防止宣言施設」の登録を受けました。

石巻信用金庫は、当金庫を利用してくださるお客様が利用しやすい環境整備を図ること、また職員の職場環境の整備を図ることを目的として、今後とも「受動喫煙防止対策」に取り組んでまいります。

以 上



©宮城県・旭プロダクション

受動喫煙防止宣言施設

登録書

石巻信用金庫本部

石巻市中央三丁目6番21号

登録番号	M 294-1	区分	建物内禁煙
登録期間	平成28年7月1日から平成32年3月31日まで		

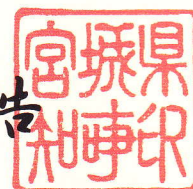
上記施設を「受動喫煙防止宣言施設」として登録します

平成28年7月1日

宮城県知事

村井

嘉浩



仙台市長

奥山

恵美子

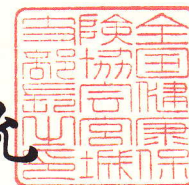


全国健康保険協会宮城支部

支部長

高橋

祥允



「受動喫煙防止宣言施設」登録制度は

宮城県 仙台市 全国健康保険協会宮城支部が共同で実施しています